



富山国際人材交流センター協同組合



発行：富山国際人材交流センター協同組合
 〒939-8271 富山市太郎丸西町1-3-4-301
 TEL 076-423-5370 FAX 076-423-5368
 E-mail: timpea@biscuit.ocn.ne.jp
 URL: http://www5.ocn.ne.jp/~timpea/
 《営業時間のご案内》
 9:00~17:00 (祝祭日を除く平日)

11月より新制度が始まりました。

お知らせ

12月1日、組合会員の皆様のおかげにより当組合は『一般監理事業監理団体』（優良な監理団体）として外国人技能実習機構より許可が下りました。誠にありがとうございました。また、今後ともよろしくお願い申し上げます。

《技能実習法の成立》

平成28年11月28日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)が公布されました。

《新制度導入の背景と目的》

実習実施機関等による法令違反や賃金不払いなどの不正行為が後を絶たない状況であり、技能実習の適正な実施および技能実習生たちの保護を目的として導入されました。

また、以前より技能実習の対象職種の拡大、実習期間の延長(3年から5年)の要望があったため、制度の拡充を図ることとなりました。

《現行制度と新制度の主な違い》

①組合の監理事業許可の必須化

これからの外国人技能実習制度の利用には、組合が監理

事業を行うために、新設された”外国人技能実習機構”への許可申請が義務付けられました。これに伴い一層、組合の監理責任が大きくなります。

②受入れ企業の技能実習計画認定による認定制

受入れ企業は、技能実習計画認定を申請し、認定を受けた技能実習計画に基づき実習を行っていきます。旧制度とは異なり、寮に対する規定や実習生から徴収する費用についても細やかな申告が必要となります。

③優良な監理団体・優良な実習実施者による実習期間の延長または受入れ人数枠の拡大

監理団体許可・実習計画認定にて、組合、受入れ企業ともに優良と認められた場合、旧制度では、受入れ期間が最長で3年だったものが5年まで延長することができます。

また、受入れ企業は受入れ人数枠の拡大も可能です。

受入れ企業の皆様には、今後も外国人技能実習制度をご活用いただき、実習生たちにも技能の習得に励んでいただきたいと考えております。当組合も最大限サポートできるよう尽力してまいりますので、何卒ご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

3級合格おめでとう!

* ㈱エステック (婦人子供既製服製造)

TRAN NGUYEN UYEN TRANGさん

* ㈱ソシオ (婦人子供既製服製造)

DANG THI MANさん

* ㈱釣屋魚問屋 (塩蔵品製造)

BIEN VAN THIETさん

* ㈱ミネ塗装 (金属塗装)

LE QUOC VUONGさん

上記実習生の皆さんは、技能検定随時3級を受験して、見事合格しました！本当に、おめでとうございます！

技能検定 基礎2級よりも難易度の高い試験ですが、頑張っていました。

今後の新制度からは、2号2年目の実習生全員、受験必須となりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

《日本語能力試験について》

実習生4名が受験に臨みました。合格をお祈りしています！

優良企業への取組み紹介

㈱西野工業では実習生たちとの様々な行事参加を積極的に行っております。

このような取り組みは、実習生にとっても日本で生活する中



での楽しみとなり、また共に働く仲間たち 懇親会の様子との交流により仕事へのモチベーションも高まります。

当組合では、受入れ企業の皆様と実習生たちとの交流機会は撮影することをお願い申し上げます。撮影された写真は当組合までお送り下さい。

※尚、写真は実習日誌にもお貼り下さい。



秋季入国実習生を受け入れました



2017年9月12・13日入国

中国実習生	2名
ベトナム実習生	21名
計	23名

入国時の集合写真です。

1ヶ月講習を終えて、実習に励む日々はいかがでしょうか？

3年間の実習でたくさん学んで、日本での楽しい思い出もたくさん作って下さいね。



×
Y

開講式



日本語テストです。満点取るため頑張りました。



ゴミの分別もしっかり学んでいます。

火災予防講習



社会見学

社会見学の場所は海！
天気が良くて、お散歩日和でした。
見学後は日本語作文を書いて、楽しく学習できました。



～担当者連絡会議開催～

11月16日（木）富山市職業訓練センターを利用して担当者連絡会議を開催しました。

今年度は、JITCO富山駐在事務所所長の神川氏を講師としてお招きし、新制度や新機構対応のための技能実習計画認定申請のご説明をいただきました。

受入れ企業の実習生ご担当者様の皆様には、お忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございました。

神川氏からわかりやすく、書類作成する上でのポイントをお教えいただきました。

今回、書類提出の対象時期実習生がいた受入れ企業の皆様にとっても、また、まだ作成されたことのない受入れ企業の皆様にとっても、参考になられたことと思います。

当組合も、存知上げなかった細やかな情報もお教えいただき、とても勉強になりました。

今後の展望として、受入れ企業の皆様、組合がお互いに

協力を図りながら、実習生たちが安心して技能実習に励めるよう、何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

